

監査公表第10号(令和5年11月24日、県公報第450号登載)

農林水産部出先機関定期監査結果(令和5年度)

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準(令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査(定期監査)

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月9日～令和5年9月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和5年5月10日～12日、9月14日
朝倉農林事務所	令和5年6月6日～8日、9月20日
八幡農林事務所	令和5年5月30日～6月2日、9月22日
飯塚農林事務所	令和5年6月13日～15日、9月27日
筑後農林事務所	令和5年5月16日～18日
行橋農林事務所	令和5年5月23日～25日、9月26日
農林業総合試験場	令和5年6月13日～15日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和5年5月25日～26日、9月21日
農林業総合試験場豊前分場	令和5年5月11日～12日
農林業総合試験場筑後分場	令和5年5月26日
農林業総合試験場八女分場	令和5年5月18日～19日
農業大学校	令和5年5月26日
中央家畜保健衛生所	令和5年5月9日～10日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和5年6月8日～9日
両筑家畜保健衛生所	令和5年6月1日～2日
筑後家畜保健衛生所	令和5年5月16日～17日
筑後川水系農地開発事務所	令和5年5月30日～31日
水産海洋技術センター	令和5年5月23日～24日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和5年5月26日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和5年6月6日～7日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和5年5月26日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
農林業総合試験場 資源活用研究センター	契約	1	庁舎清掃及び付帯設備等保守管理業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、履行が完了していない契約をもって免除していた。
行橋農林事務所	工事	1	排水樋門工事について、矢板締切工における油圧式圧入機の据付・解体費及び鋼矢板修理費を計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。 また、同工事について、排水樋門の遮水矢板の工法を経済的に安価なものを選定すべきところ、これを行わず、積算が過大となっていた。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
農林水産部	工事	1	ため池工事について、仮設材の賃料期間を60日として計上すべきところ、100日として計上し、積算が過大となっていた。
		1	農業用パイプラインの緊急補修工事について、同一工事内で複数回使用する仮設材（敷鉄板）の運搬費を算出する際、数量を使用回数で除して算出すべきところ、1回の数量を使用回数で除して算出し、積算が過小となっていた。
		1	水路工事での工事用仮橋工について、使用鋼材の売却益を設計額より控除すべきところ、控除していなかった。また、仮橋で桁材より上に設置する鋼材は、上部工として設置費を算出すべきところ、下部工として算出していた。加えて、計上する必要の無い、購入鋼材の運搬費を計上していた。これらの誤りにより、積算が過大となっていた。
		1	ほ場整備工事のうち、取付擁壁工及び階段工に使用するコンクリートの種類について、18N（高炉B）を選択すべきところ、21N（普通）を選択して、積算電算システムに入力したため、積算が過小となっていた。
計			4件